

# 文教委員会議案説明資料

令和4年6月30日

件名	頁
(学校運営部)	
1 第53号議案 足立区育英資金条例の一部を改正する条例……………	2
(子ども家庭部)	
2 第54号議案 足立区における保育の利用等に関する条例の一部を改正する条例	6

( 教 育 委 員 会 )

## 第 5 3 号 議 案 説 明 資 料

令和 4 年 6 月 3 0 日

件 名	足立区育英資金条例の一部を改正する条例
所管部課名	学校運営部学務課
内 容	<p><b>1 改正の目的</b>          現行の足立区育英資金貸付制度について、これまで以上に区民ニーズに沿った、利用しやすい制度や新たな仕組みを検討する「育英資金検討委員会」を条例に規定するため、育英資金条例の一部を改正する。</p> <p>※ これまで、「育英資金検討委員会」は、要綱内の規定のみで運用してきた。しかし、本来、委員から意見等を聴取し育英資金各制度の見直しへ反映させるためには、その性質上、「育英資金検討委員会」を区長の附属機関として条例に規定する必要があった。          そこで今回、「育英資金検討委員会」において足立区育英資金貸付制度の見直しを検討することに伴い、あらためて附属機関として条例に位置付けることとした。</p> <p><b>2 主な改正内容</b>（詳細は P 3～5：新旧対照表のとおり）          (1) 足立育英資金条例第 1 2 条に育英資金検討委員会を、附属機関として追加し規定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 持続可能性を確保しつつ、区民ニーズに沿った、利用しやすい制度について検討するため、区長の附属機関として委員会を置く。（第 1 項）</li> <li>・ 学資金の貸付制度・助成制度、その他区長が必要と認めた事項の審議を行う。（第 2 項）</li> <li>・ 学識経験者等及び足立区職員のうちから、区長が委嘱又は任命する委員 1 0 人以内で組織する。（第 3 項）</li> <li>・ 委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。（第 4 項）</li> </ul> <p>(2) その他          不要な条文（第 1 1 条第 2 項）の削除を行う。</p> <p><b>3 施行年月日</b>          公布の日から施行する。</p>
今後の方針	

足立区育英資金条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>足立区育英資金条例</p> <p>第1条～第10条（略）</p> <p>（育英資金審議会）</p> <p>第11条 学資金の貸付及び助成に関して必要な事項を審議するため、区長の附属機関として足立区育英資金審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>2 審議会は、次の事項について、区長の諮問に応じて審議する。</p> <p>（1）学資金の貸付及び助成の申請者の選考審査に関すること。</p> <p><u>（2）前条第2項に該当する者の審査に関すること。</u></p> <p><u>（3）学資金の償還方法に関すること。</u></p> <p><u>（4）その他区長の諮問に関する事項</u></p> <p>3 審議会は、学識経験者等及び足立区職員のうちから、区長が委嘱又は任命する委員10人以内をもつて組織する。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>（新設）</p>	<p>足立区育英資金条例</p> <p>第1条～第10条（略）</p> <p>（育英資金審議会）</p> <p>第11条 学資金の貸付及び助成に関して必要な事項を審議するため、区長の附属機関として足立区育英資金審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>2 審議会は、次の事項について、区長の諮問に応じて審議する。</p> <p>（1）学資金の貸付及び助成の申請者の選考審査に関すること。</p> <p><u>（2）学資金の償還方法に関すること。</u></p> <p><u>（3）その他区長が必要と認める事項</u></p> <p>3 審議会は、学識経験者等及び足立区職員のうちから、区長が委嘱又は任命する委員10人以内をもつて組織する。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。</p> <p><u>（育英資金検討委員会）</u></p> <p><u>第12条 本条例に基づく貸付又は助成に関し、持続可能性を確保しつつ、</u></p>

改正前	改正後
<p>(委任)</p> <p>第12条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。</p>	<p><u>区民のニーズに沿った、利用しやすい制度について検討するため、区長の附属機関として足立区育英資金検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u></p> <p><u>2 委員会は、次の事項について、区長の諮問に応じて審議する。</u></p> <p><u>(1) 学資金の貸付制度に関すること。</u></p> <p><u>(2) 学資金の助成制度に関すること。</u></p> <p><u>(3) その他区長が必要と認めた事項</u></p> <p><u>3 委員会は、学識経験者等及び足立区職員のうちから、区長が委嘱又は任命する委員10人以内をもって組織する。</u></p> <p><u>4 前3項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第13条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)</u></p> <p><u>2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39</u></p>

改正前	改正後		
	<p data-bbox="1193 233 1912 264"><u>年足立区条例第 17 号) の一部を次のように改正する。</u></p> <p data-bbox="1223 296 1688 328"><u>別表区長の部に次のように加える。</u></p> <table border="1" data-bbox="1229 333 2002 400"> <tr> <td data-bbox="1236 365 1655 397"><u>足立区育英資金検討委員会</u></td> <td data-bbox="1662 365 1995 397"><u>日額 18,000円</u></td> </tr> </table>	<u>足立区育英資金検討委員会</u>	<u>日額 18,000円</u>
<u>足立区育英資金検討委員会</u>	<u>日額 18,000円</u>		

## 第 5 4 号 議 案 説 明 資 料

令和 4 年 6 月 3 0 日

件 名	足立区における保育の利用等に関する条例の一部を改正する条例
所管部課名	子ども家庭部子ども施設運営課
内 容	<p><b>【改正の理由】</b></p> <p>区立新田三丁目なかよし保育園は、平成 2 5 年の開設当初、新田地区における一時的な保育需要を見込み令和 5 年 3 月末での閉園を予定していたが、令和 4 年 3 月末に、同年 4 月より同園の在園児が 0 人となることが決定した（経緯については、P 7 「区立新田三丁目なかよし保育園の閉園までの経緯」参照）。</p> <p>これに伴い、新田三丁目なかよし保育園を廃止するため、条例の一部を改正する。</p> <p>なお、同保育園閉園後も新田地域における必要な保育定員数は確保できる見込みである。</p> <p><b>【主な改正内容】</b></p> <p>詳細は、P 8 「新旧対照表」のとおり 別表第 2 同新田三丁目なかよし保育園の項を削る。</p>
今後の方針	公布の日から施行する。

## 区立新田三丁目なかよし保育園の閉園までの経緯

### (1) 開園時の方針

同園は、平成25年7月に、新田地域の一時的な保育需要を見込み、プレハブ園舎として設置し、旧社会福祉法人南流山福祉会（現朝陽会）を指定管理者に指定し運営してきた。

設置当初から10年を目途に閉園することを想定し、園舎のリース契約等を行っている。

### (2) 閉園の判断

令和2年10月には、最新の保育需要予測から、当園を除いた新田地域の定員数で保育需要を確保できる見込みであることが確認できたため、設置当初の予定どおり令和5年3月で閉園することとし、保護者説明会を実施した。

### (3) 債権差押命令

同法人は、不適正な会計処理等を理由に千葉県から勧告を受けていた。

また、令和2年6月には、千葉県流山市にある流山なかよし保育園の元園長等の給与未払訴訟により、5千万円超の賠償金判決が出され、その後、令和2年11月2日付で、千葉地方裁判所松戸支部から債権差押命令（当区と流山市を第三債権者と指定）が届き、同法人へ支払う予定の運営費を差押えられる事態となった。

### (4) 上記(3)への対応

同法人に対し、当該差押えに関する対応及び法人運営の現状と今後について、文書にて説明を求めるとともに、同法人が同園を運営できなくなった場合を想定し、同園職員の従事継続を含め区直営とする準備を進めてきた。

### (5) 区直営の決定

同法人は、差押えに対し和解を前提に原告側と協議してきたが、そのための資金が不足することから、他法人等に支援を求め、事業譲渡等の交渉を重ねてきた。

しかし、令和2年11月26日の同法人理事会は、同園の指定管理者の指定を解除する決議を行い、当区へ文書を提出した。

以上のことから当区は、令和2年11月30日付で同法人を指定管理の指定から解除し、区直営園として運営することとした。

令和2年11月28日には緊急保護者説明会を開き、令和2年12月1日以降の運営体制について保護者へ理解を求めた。

### (6) 区直営による運営

令和2年12月1日から直営での運営を開始。在園児童が転園、卒園により、令和4年4月から不在となった。

足立区における保育の利用等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正前	改正後																
<p>○足立区における保育の利用等に関する条例 平成23年3月2日条例第4号</p> <p>第1条から第34条まで（省略）</p> <p>別表第2（第9条関係）</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>足立区立新田おひさま保育園</td> <td>足立区新田三丁目14番3号</td> </tr> <tr> <td>同 青井おひさま保育園</td> <td>足立区青井一丁目17番5号</td> </tr> <tr> <td><u>同 新田三丁目なかよし保育園</u></td> <td><u>足立区新田三丁目17番14号</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	足立区立新田おひさま保育園	足立区新田三丁目14番3号	同 青井おひさま保育園	足立区青井一丁目17番5号	<u>同 新田三丁目なかよし保育園</u>	<u>足立区新田三丁目17番14号</u>	<p>○足立区における保育の利用等に関する条例 平成23年3月2日条例第4号</p> <p>第1条から第34条まで（省略）</p> <p><u>付 則（令和●年●月●日条例第●号）</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p>別表第2（第9条関係）</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>足立区立新田おひさま保育園</td> <td>足立区新田三丁目14番3号</td> </tr> <tr> <td>同 青井おひさま保育園</td> <td>足立区青井一丁目17番5号</td> </tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	足立区立新田おひさま保育園	足立区新田三丁目14番3号	同 青井おひさま保育園	足立区青井一丁目17番5号	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
名称	位置																
足立区立新田おひさま保育園	足立区新田三丁目14番3号																
同 青井おひさま保育園	足立区青井一丁目17番5号																
<u>同 新田三丁目なかよし保育園</u>	<u>足立区新田三丁目17番14号</u>																
名称	位置																
足立区立新田おひさま保育園	足立区新田三丁目14番3号																
同 青井おひさま保育園	足立区青井一丁目17番5号																
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																